

エゾシカ肉処理施設認証制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、エゾシカ肉の処理を行っている食肉処理施設の自主的な衛生管理を推進するとともに、エゾシカ衛生処理マニュアルに基づいた適切な処理、カットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保を行う食肉処理施設を認証することにより、安全安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大を図り、地域ブランド化を推進することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において、食肉処理施設とは、北海道内においてエゾシカを食用として処理を行うため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による食肉処理業の営業許可を受けた施設をいう。
- 2 この要綱において、食肉処理事業者とは、エゾシカのと体を食用として処理する者（販売目的以外の自家消費を除く）で、食品衛生法第55条第1項の規定による食肉処理業の営業許可を受けた者をいう。

第3 認証の基準等

- 1 食肉処理事業者は、次に掲げる（1）から（6）までの要件の全て（以下、「認証基準」という。）に適合する場合は、第4の表示を行う施設として認証を受けるため申請をすることができる。
 - （1）道内に食肉処理施設を設置する食肉処理事業者であること。
 - （2）エゾシカ衛生処理マニュアル（平成18年10月北海道作成）を遵守していること。
 - （3）HACCPに基づく衛生管理を行っていること。
 - （4）出荷する製品について、トレーサビリティが可能であること。
 - （5）別表1のエゾシカ肉処理施設認証制度カットチャートを遵守していること。
 - （6）別表2に定める包装されたエゾシカ肉に表示するラベルの記載事項を遵守していること。
- 2 前項の規定に関わらず、この要綱により認証を取り消され、その取消の日から3年を経過しない場合は、認証の申請を行うことができない。

第4 認証表示

- 1 認証を受けた食肉処理事業者（以下、「認証事業者」という。）は、知事が別に定める認証マークを、認証を受けた処理施設（以下、「認証施設」という。）で生産されたエゾシカ肉に表示することができる。
- 2 認証施設から出荷されるエゾシカ肉を使用した加工品は、知事が別に定める認証マークを製品に表示することができる。
- 3 認証マークの使用にあたっては、道が別に定める表示基準に基づき、知事に申請するものとする。
- 4 認証マークを表示できる期間は、認証を受けている期間とする。

第5 申請手続

- 1 第3の認証を受けようとする食肉処理事業者は、エゾシカ肉処理施設認証申請書（別記第1号様式）及び別表3に定める関係書類を書面又は電磁的記録により、知事に提出するものとする。

ただし、申請書の受付期間は土日・祝日を除くものとする。

- 2 申請に要する費用の負担は申請事業者の負担とする。

第6 認証の審査・決定

知事は、次の審査等を実施し、その結果を踏まえ、第3の認証の適否の決定を行う。

- 1 書類審査

申請書及び関係書類について、別表3に基づき書類審査を実施する。

- 2 現地審査

エゾシカ衛生処理マニュアルの遵守、トレーサビリティシステムの導入の実施状況、別表1のエゾシカ肉処理施設認証制度カットチャートの遵守状況、別表2に定める包装されたエゾシカ肉に表示するラベルの記載事項等について、別表4に定めるチェックシートに基づき現地審査を実施する。

- 3 エゾシカ肉処理施設認証検討会（以下「検討会」という。）

知事は、認証に係る意見を聴くため、検討会を開催する。

第7 認証書の交付及び公表

- 1 知事は、第6の規定に基づき認証を決定した場合は、申請者に対しエゾシカ肉処理施設認証書（別記第2号様式。以下「認証書」という。）を交付する。

なお、認証しないことを決定した場合は、その理由を付して、申請者に対し認証不適合通知書（別記第3号様式）により通知する。

- 2 知事は、認証を決定した場合は、要綱第10の1（1）から（3）、認証番号及び認証年月日を北海道のホームページにおいて、公表する。

また、要綱第10の1の規定により認証書の内容を変更した場合、要綱第13の1の規定により認証の取消しを行った場合及び要綱第14の1の規定により認定事業者が認証を取り下げた場合は速やかにその旨を北海道のホームページにおいて公表する。

第8 認証の更新

- 1 認証事業者は、認証の有効期限満了に際し、引き続き認証を受けようとするときは、認証の有効期限が満了する日までに、エゾシカ肉処理施設認証更新申請書（別記第4号様式）及び別表3に定める関係書類を書面又は電磁的記録により、知事に提出しなければならない。

- 2 第5の2及び第6の規定は、前項の規定による更新の申請に係る審査について準用する。

第9 認証の有効期間

- 1 認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

- 2 第8の規定による認証の有効期間は、現に受けている認証の有効期間の満了の日の翌日から3年間とする。

- 3 第8の規定による申請があった場合において、2に規定する有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認証は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

なお、この場合において、認証の更新がなされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間満了の翌日から起算するものとする。

第10 変更事項の届出

- 1 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、エゾシカ肉処理施設認証変更届（別記第5号様式）及び変更前後の内容がわかる書類を書面又は電磁的記録により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 事業者名

- (2) 施設の名称

- (3) 施設の所在地
 - (4) 第3の1及び第8の1に基づき申請した別表3の1(1)ア～ウ
- 2 1の規定による認証の有効期間は、届出前の認証に係る有効期間とする。

第11 立ち入り等(現地審査)

知事は、第3の認証に係る審査を行うため、認証を申請した者の同意を得た上で、必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、申請に係る施設等に立ち入ることができる。

第12 認証書の再交付

- 1 認証事業者は、交付された認証書を破損し、汚損し、又は亡失した場合は、認証書再交付申請書(別記第6号様式)に破損し又は汚損した認証書を添え、再交付の申請を行うことができる。
また、第10に規定する変更に係る届出により交付を受けた認証書の記載事項に変更が生じた場合についても、認証書再交付申請書(別記第6号様式)に変更前の認証書を添え、再交付の申請を行うことができる。
- 2 知事は、前項に規定により申請を行った認証事業者に対し、認証書を再交付する。
- 3 前項の規定により認証書の再交付を受けた認証事業者は、亡失した認証書を発見したときは、当該認証書を返納しなくてはならない。

第13 認証の取消し

- 1 知事は、認証事業者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。
 - (1) 申請、届出及び報告の内容に虚偽があったとき
 - (2) 認証基準の不履行が判明し、相当の期間を定めて改善を求めてもなお改善がなされないとき
 - (3) 認証後に食品表示法、食品衛生法、健康増進法等の食品に関する法令により、罰金以上の刑に処せられ又は不利益処分を受けたとき
 - (4) その他知事が認証を取り消すことが適当と認めたとき
- 2 前項の規定により認証の取消しを決定した場合は、当該認証事業者に対し、認証取消通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。
- 3 1の取消しにより認証事業者に損失が生じたときは、当該認証事業者がその損失を負う。

第14 認証の取下げ等

認証事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に認証の取下げについて認証辞退届出書(別記第8号様式)により届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき
- (2) 認証施設において、食品衛生法第55条第1項の規定による営業を廃止したとき

第15 認証事業者の責務

- 1 第3の1(3)に定める衛生管理については、次のいずれかを満たすこと。
 - (1) 保健所による食品衛生監視において、食品衛生監視票(HACCPに基づく衛生管理)の採点結果が別表3の2(4)に規定する基準を満たすこと。また、保健所の食品衛生監視を受けるに当たっては、HACCPに基づく衛生管理を実施している旨を申し出るとともに、監視後には同監視票の交付を受けること。
 - (2) 「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」(北海道保健福祉部)により、認証を受け

ていること。

- 2 トレーサビリティ確保のため、生産及び流通に係る関係記録は、必要な期間保存しなければならない。

第16 定期的な現地確認

知事は、認証基準に基づいてエゾシカ肉の処理が確実に実施されていることを確認するため、認証事業者から必要な報告を求め、関係書類等について、立入調査を実施することができる。

第17 庶務

この要綱に関する庶務は、環境生活部自然環境局野生動物対策課において処理する。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、認証の実施に必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成27年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

なお、施行日以前に第6の規定による認証を取得している施設については、第9の規定による当該認証の有効期間内は、従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。